

5 G サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種 類		
(略)		
あんしんマネージャーNEXTサービス	タイプA (あんしんマネージャーNEXTプラン)	基本機能
		追加機能 閉域接続機能
(略)		
(略)		

(2)～(3) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

附 則 (令和5年3月2日経企第3936号)
この改正規定は、令和5年3月8日から実施します。

第1章～第13章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種 類	
(略)	
あんしんマネージャーNEXTサービス	タイプA (あんしんマネージャーNEXTプラン)
	(略)
(略)	

(2)～(3) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

第1章～第14章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) Xi 契約に係るもの

種 類		
(略)		
あんしんマネージャー-NEXTサービス	タイプA (あんしんマネージャー-NEXTプラン)	基本機能
		追加機能 閉域接続機能
(略)		
(略)		

(2) Xi ユビキタス契約に係るもの

種 類		
(略)		
あんしんマネージャー-NEXTサービス	タイプA (あんしんマネージャー-NEXTプラン)	基本機能
		追加機能 閉域接続機能
(略)		
(略)		

2 (略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

附 則 (令和5年3月2日経企第3936号)
この改正規定は、令和5年3月8日から実施します。

第1章～第14章 (略)

料金表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能等

1 付加機能

(1) Xi 契約に係るもの

種 類	
(略)	
あんしんマネージャー-NEXTサービス	タイプA (あんしんマネージャー-NEXTプラン)
(略)	
(略)	

(2) Xi ユビキタス契約に係るもの

種 類	
(略)	
あんしんマネージャー-NEXTサービス	タイプA (あんしんマネージャー-NEXTプラン)
(略)	
(略)	

2 (略)

(注) (略)

別表3～別表7 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和 5 年 3 月 2 日経企第 3936 号)</p> <p>1 この附則は令和 5 年 2 月 1 日から実施します。</p> <p>2 経企第 3368 号 (令和 5 年 1 月 20 日) の附則第 3 項を次のように改めます。</p> <p>3 当社は、この附則実施の日から令和 5 年 5 月 29 日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であつて、令和 5 年 11 月 30 日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第 2 表 (工事費) 2 (料金額) に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 基本使用料の料金種別がドコモ光ミニである IP 通信網サービスについて、基本使用料の料金種別を変更するとき (その基本使用料の料金種別の変更と同時に移転を請求するときを除きます。)</p> <p>(2) 特定 F T T H 事業者 (東日本電信電話株式会社に限ります。) が定める契約約款に規定する契約 (メニュー 5 - 2 における提供の形による細目がⅡ - 2 型のものに限ります。) について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約 (基本使用料の料金種別がドコモ光ミニに係るものを除きます。) を締結するとき (その契約の締結と同時に移転を請求するときを除きます。)</p> <p>(3) 特定 F T T H 事業者 (西日本電信電話株式会社に限ります。) が定める契約約款に規定する契約 (メニュー 5 - 1 における提供の形による細目がプラン 5 - 2 又はメニュー 5 - 2 における通信方式の態様による区別がカテゴリ 3 - 2 のものに限ります。) について、サービス転用により、当社と I P 通信網契約 (基本使用料の料金種別がドコモ光ミニに係るものを除きます。) を締結するとき (その契約の締結と同時に移転を請求するときを除きます。)</p> <p>(4) 当社以外の電気通信事業者が提供する I P 通信網サービスに係る契約 (基本使用料の料金種別がドコモ光ミニに相当するものと当社が認めるものに限ります。) について、事業者変更を利用して当社と I P 通信網契約 (基本使用料の料金種別がドコモ光ミニに係るものを除きます。) を締結するとき。</p>	<p>第 1 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>